

別表第1(第4条関係)

修景基準

補助対象の修景基準		
一般建築物	構造	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 構造はできる限り木造とする。都合上、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とする場合は、外観に留意して伝統的様式と調和したものとする。</li> <li>2 階数は2階建てまでとする。</li> </ol>
	屋根	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 越前瓦葺きとする。</li> <li>2 勾配屋根とし、屋根の勾配は周囲の建物と調和したものとする。</li> <li>3 改築又は模様替えの場合で、既にトタン葺きになっている建物の外観の変更において、瓦葺きにすることが困難な場合は黒、グレー又は茶系統の落ち着いた色彩とする。</li> </ol>
	下屋庇	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通りに面した部分にはできる限り下屋庇を設けるものとする。</li> </ol>
	壁面	<p>【外壁】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然素材(漆喰仕上げ又は板張り)のものとする。自然素材にすることが困難な場合は、それに準じたもので、周囲の景観と調和した材質感のある材料を使用し、白、グレー又は茶系統の落ち着いた色彩とする。</li> </ol> <p>【建具】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 玄関戸は木製の引戸とし、色彩については黒又は茶系統の落ち着いた色彩とする。</li> <li>2 玄関戸や窓にはできる限り格子を設け、材料は木製、黒又は茶系色の落ち着いたものとする。</li> <li>3 車庫の開口部は通りの景観に配慮したものとするよう努める。</li> </ol>
	設備機器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 エアコン室外機、ガスボンベ等の設備機器は直接見えない位置に設置するか、木等で覆い目立たないようにする。</li> </ol>
工作物	自動販売機	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直接見えない位置に設置するか、木等で覆う等、景観に配慮する。</li> </ol>
	門塀	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンクリートブロック(カラーブロックを含む。)以外で歴史的雰囲気を出し、まちなみの景観に調和するものとする。</li> <li>2 基調とする色彩は白、黒又は茶系統を基調とし落ち着いたものとする。</li> </ol>
	外部土間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路に面する敷地の舗装は、石張り、豆砂利洗い出し等の落ち着いたものとする。</li> </ol>
	石積み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 深目地仕上げとする。</li> <li>2 既存の石を使用すること。</li> <li>3 勾配は変えないこと。</li> </ol>
	その他工作物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歴史的な周囲の景観と調和のとれたものとする。</li> </ol>
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広告物や看板はできるだけ設けないようにする。設ける場合でも自家用広告のみとし、表示面積は5平方メートル以下とする。</li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 ポール式の独立看板は避ける。</li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 壁面に看板を設置する場合は、下屋庇上又は一階壁面とする。</li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 2階より上の屋上には設置しない。</li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>5 プラスチック看板、ネオン等現代風照明器具は避ける。</li> </ol>	